平成28年度 商店街新規出店・開業等支援事業助成金のご案内

H28.5.31

**商店街の空き店舗等活用助成金**

商店街の空き店舗を活用し、新たに魅力ある店を出店する商業者、商店街に必要な業種等の出店者

の誘致や地域コミュニティの核となる施設の設置をする商店街等に対し家賃等の一部を助成します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 新規出店・開業支援事業 | 商店街空き店舗再生支援事業 |
| 新規出店事業 | 地域交流促進等施設設置・運営事業 |
| 対象事業 | 商店街の空き店舗への新規出店 | 子育て・高齢者支援など地域交流や生活支援のための施設を設置し、商店街のコミュニティ機能の強化を図る事業 | 商店街等が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者の誘致を図る事業 |
| 対 象 者 | 開業希望者 | 商店街・小売市場、商工会議所、商工会 |
| 期　 間 | ２年 | ３年 |
| 対象経費 | 店舗賃借料、店舗改装費 | 店舗賃借料、店舗改装費、広報宣伝費等運営費 | 店舗賃借料、店舗改装費、広報宣伝費等運営費、コンサル委託費（注） |
| 助 成 額 | 対象経費の３分の１以内上限（１年目150万円、２年目50万円） | 対象経費の２分の１以内上限（1年目200万円、2年目75万円、3年目35万円）（注）複数の店舗を一体的に誘致するためのコンサル経費が新たに対象となりました。別途上限（１年目100万円） |

**商店街の事業承継支援助成金**

商店街活性化プランに基づき、商店街づくりに合致する事業承継を行う商業者等に対し家賃等の

一部を助成します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 商店街事業承継支援事業 |
| 店舗承継促進事業 | 承継店舗開業支援事業 | 承継店舗円滑化事業 |
| 対象事業 | 商店街が策定し、兵庫県の認定を受けた商店街活性化プランに基づき、事業承継支援の対象とした店舗への新規出店　※３親等以内の事業承継を除く　※同業種の承継に限る |
| 対 象 者 | 商店街活性化プランの認定を受けた商店街から推薦された開業希望者 |
| 期　 間 | １年 | ３年 |
| 対象経費 | 譲渡店舗の移転費・撤去費、承継店舗への移転費 | 承継店舗の改装費、広報宣伝費 | 承継店舗の賃借料 |
| 助 成 額 | 対象経費の３分の１以内上限（譲渡店舗分：20万円、承継店舗分：20万円） | 店舗改装費対象経費の３分の２以内上限（400万円）広報宣伝費対象経費の10分の10以内 上限（100万円） | 対象経費の２分の１以内上限（店舗の面積区分に応じて助成単価を乗じて得た額の合計額）

|  |  |
| --- | --- |
| 面積区分 | 助成単価（月額） |
| 200㎡以下 | 1,000円 |
| 200㎡超1,000㎡以下 | 500円 |
| 1,000㎡超3,000㎡以下 | 200円 |

 |

**問い合わせ先**

公益財団法人ひょうご産業活性化センター　経営推進部　経営・商業支援課

　　 TEL：(078)291-8171　　FAX：(078)291-8190

**（注）助成金交付申請に当たっての注意事項を裏面に記載していますので、参照ください。**

**助成金交付申請に当たっての注意事項**

１　空き店舗に関する主な条件は、次表のとおりです。

1. 商店街の範囲内にあること（注）
2. 賃貸借契約を急かされている店舗でないこと
3. 前の事業者が撤退した後、３ヶ月以上継続して営業活動が行われていないこと（新規出店事業に限る）

（注）商店街については、役員や会費に関する会則があって、共同で販促活動等を行っていること等の条件があります。

２　新規出店に関する主な条件は、次表のとおりです。

1. 小売業、飲食店、サービス業等であって、昼間の商業活性化に寄与するものであること
2. 大手フランチャイズ店の類に該当しないこと
3. 管理事務所、倉庫、車庫、医療・介護福祉関係施設の類に該当しないこと
4. 風俗営業、公序良俗に反する事業、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しないこと

（注）原則として、信用保証協会の保証対象となる業種であって、不特定多数の消費者を対象に営業活動をするものが

対象となります。

なお、訪問販売・ネット販売・移動販売などを主とする営業、スナック・立ち飲み屋等のアルコール類の提供を

　　　主とする営業やカラオケ・ダンス・接客サービスなど遊興飲食させる営業などは対象外です。

３　開業希望者に関する主な条件は、次表のとおりです。

1. 創業予定者、中小企業者・小規模企業者又は商業団体等であること
2. 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有すること
3. 出店について、商店街の代表者の同意（推薦）が得られること（同意書を提出する必要があります。）
4. 商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転に該当しないこと
5. 政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者に該当しないこと
6. 事前に事業計画書を提出し、商業アドバイザーの派遣を受けること（注）
7. 開業希望者は経営者と密接な関係にないこと

（注）開業希望者が助成金の交付申請をするに当たっては、事業計画、組織運営、店舗管理、事業継承などの課題について専門的見地から助言する商業アドバイザーの派遣を受けていただきます。

　　　　※派遣費用：１回当たり20,000円の謝金に交通費を加算した額の１／３を自己負担

　　　　※派遣回数：１～２回（事業計画の熟度に応じて３回を上限に調整）

４　当初の事業計画書の提出から助成金交付決定まで、１～２ヶ月の期間を要しますので、ご注意ください。

特に、**助成金の交付決定時に、既に店舗賃貸借契約又は店舗改装工事請負契約が締結されている場合は、助成の対象となりません**ので、所有者や施工業者に当該契約の締結を待っていただくことになります。

５　助成金の交付決定に当たっては、事業の実現性や継続性のほか、集客力の増加等の効果性などについて審査委員会で審査した上で決定しますので、必ずしも採択されるものではありません。

６　他の補助制度と併用することはできません。ただし、本助成金と補助対象経費が異なる場合や市町から空き店舗関係補助金が交付される場合には、併用可能とすることもありますので、あらかじめ相談してください。

７　賃貸借した空き店舗は、原則として第三者に転貸することはできません。なお、地域交流促進等施設設置・運営事業及び商店街空き店舗再生支援事業については、第三者に転貸することは可能ですが、店舗所有者と契約した賃借料から助成金の額を差し引いた額以下で、転貸先と貸借契約を締結しなければなりません。

８　助成金は精算払となっており、事業完了後の支払（年度毎の精算払は５月頃）となりますので、助成金を受領するまでの間は、事業費全額の自己資金があらかじめ必要となります。

９　助成金を対象事業以外の用途に使用した場合、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、承認を得ずに助成事業を中止又は廃止した場合などは、交付決定を取消し既に助成金が交付されている場合は、加算金を付して返還を求めることがあります。